

令和3年度第2回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和3年8月4日（水）午後1時30分

場 所 県庁舎11階 第二会議室

出席委員

小貫 勅子 委員 東北大学キャンパスデザイン室 特任講師

京谷 孝史 委員 東北大学大学院工学研究科 教授

須藤 康英 委員 公認会計士

高橋 雄一郎 委員 公認会計士

丸山 水穂 委員 弁護士

◎吉田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授

（◎は委員長）

（小林正明委員，富田真副委員長，内藤千香子委員，山本琴枝委員は欠席）

1 開会

2 挨拶

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

（1）発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 津谷川外河川災害復旧工事監理業務ほか7件

○契約課

（小林委員に代わり抽出の視点及び質疑事項を説明）

抽出の視点としましては，他地域の落札実績に比べて，落札率は予定価格を大幅に下回っており，ほとんど50%未満，といったことは異様な状況となっていると考えられます。仮に，令和3年度から拡大施行を進めている低入札対策に照らした場合，当該案件の落札結果はどう変わってくるのか，教えていただければ。

質疑事項といたしましては，県が令和2年度，3年度と低落札対策を継続して図ってきていることは評価できます。抽出案件が，令和2年度の対策でカバーできなかった業務案件で発生した低落札案件であることは承知しておりますが，仮に令和

3年度から拡大された対策基準に照らせば、落札候補者はすべて調査対象となったものなのか、教えていただければと思います。

また、当該案件の実際の成果物の品質をどう評価しているのか、教えていただきたいと思います。

併せて、今回の審議対象外とはなりますが、令和3年度から施行されている新制度に対する業界各社の評価も教えていただければと思います。以上でございます。

○気仙沼土木事務所

抽出事案説明書に基づき説明（略）

○小貫委員

8件すべてについてお伺いしたいのですが、この低落札額になった理由というのは請負った会社からヒアリングをされていますでしょうか。理由があれば、それを教えていただければと思います。

○気仙沼土木事務所

8者すべてから具体的な理由を伺っているというわけではございませんが、我々の方で推測したところ、まずは、震災復興期間が終盤に近づいているといったことで、用地の確定作業とか、復興事業を完了させるための、今までよりも比較的少額の公共測量の発注件数が増えたことが考えられます。

そういった意味で、調査基準価格から適用外となった業務も増加したというような状況が背景にはございまして、ただ一方で、復興期間が終了したことによって今後減少していくことが予想されている状況の中で、測量業務等の受注競争が今まで以上に生じたことによって、結果として落札率の低い案件、要は競争性がより働いたのではないかと推測しているところでございます。

○小貫委員

そうすると、今後もこういった状況が続くという予測でしょうか。

○気仙沼土木事務所

はい。ただ一方で、今年度入札契約の制度改正等によって、調査基準価格の適用の範囲が増えたということもあって、令和2年度まではこういった件があったんですけれども、低入札率対策というところには繋がっていくのではないかと考えてございます。

○京谷委員

抽出案件の理由で、他地域の落札実績に比べてと指摘されてましたけれども、地域としてではなく測量とかこういう業務委託関連で過当競争が生じていて、この地域に限ったことではないという理解でよろしいですか。

回答の3番にも協会から感謝しているとあって、過当競争を抑えるような、新しい対策が功を奏するという期待をしているという理解でよろしいでしょうか。

○気仙沼土木事務所

すべての地域の発注件数と落札率を事細かに調べたわけではございませんので、はっきりとした申し上げ方はできないんですけれども、先ほど申しましたように当管内の測量業務を調べたところ、今回10件ほど調査基準価格適用外業務が発生した、小額なものが多かったというようなことがあったものですので、そういった理由があって、地域性というよりは金額の方の面で、どうしても価格競争が生まれたのではないかと判断しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、感謝しているというのはやはり調査基準価格を全面的に適用するというのが基本的な形になりますので、そちらに関しては会社間同士の競争というよりは、それは当然、出てくるとは思うんですけれども、幾らでも安くというようなことの部分が緩和されるものではないかと理解しております。

○吉田委員長

抽出担当の小林委員が本日欠席ですが、事前にコメントを戴いておりますので、事務局より紹介をお願いします。

○契約課

それでは事務局の方から、小林委員のコメントをお伝えいたします。

低落札対策につきまして、協会より感謝しているとの意見が出ているということは、業者の皆様が、低価格で頑張っって落札しようとしていたことの裏返しなのだろうと思います。

良い方向に改善されているので、評価したいと思います。

引き続き改善を図っていける部分があれば継続して取り組んでいただきたいというコメントを頂戴しております。

抽出事案2 鳴瀬川外災害復旧工事 ほか1件

○契約課

(小林委員に代わり抽出の視点及び質疑事項を説明)

鳴瀬川の災害復旧工事に関わる金額の小さくない2案件で、両方とも入札参加事業者数が1者しかおらず、しかも落札率100%となっている。

質疑事項といたしましては、広範囲にわたる鳴瀬川河川災害復旧工事区間を分割して、入札されていると推察いたします。どちらの工事も相当の金額であるにもかかわらず、入札事業者が1者にとどまっておりますが、隣接する復旧箇所と工法を同じくするなどの特異な事由により、受注可能な事業者が限られたのでしょうか。

また、2件とも落札率は100%となりましたが、その理由をどのように考えておりますでしょうか。他の復旧工事の工事落札情報などから、予定価格の算定が事業者でもある程度可能だったのでしょうか。

また、一連の工事(その2)がすでに入札・発注済みなのであれば、その時の入札状況と、具体的落札事業者名、落札率を教えてくださいと思います。

○北部土木事務所

抽出事案説明書に基づき説明(略)

○高橋委員

抽出事案説明書の入札の経緯及び結果に公告日が載っていなかったんですけども、公告日はいつだったんでしょう。

○北部土木事務所

令和2年9月28日でございます。

○小貫委員

2点教えていただきたい。

4ページでその2の落札状況について教えていただいていますけれども、これは何者入札があったのか。

それからもう1点、全体の話ですが、2ページ目で入札方式が特別簡易型(実績重視型)と書いてありますが、実際の入札資格として施工実績は不要となっております。

実績重視型という入札方式と、入札参加資格のところで矛盾がないのか教えていただきたい。

○北部土木事務所

まず、4ページ目の鳴瀬川外災害復旧工事につきまして、2者応札してございます。もう1件の鳴瀬川災害復旧工事（その5）につきましては、4者応札してございます。

もう1つの質問の実績重視型と入札参加資格の施工実績不要ということの関連でございますが、入札に参加する上での条件は付けていないんですが、総合評価で審査する上で、同種工事の実績があれば企業にも加点になりますし、かつ配置する技術者も、そういう工事を経験していれば加点になるということで、評価のところでは実績を重視するという方式でございまして、参加ではなくて加点する方式になってございます。

○高橋委員

公告日が令和2年9月28日とお伺いしましたが、入札参加資格条件設定調書は、令和2年9月18日に作成されて、起工年月日が令和2年9月17日となっているんですけども、どういう順番になってくるのでしょうか。

○北部土木事務所

まずこの工事を執行しますという起工をしたのが9月17日でございまして、入札に参加する条件を委員会で議論して、決定したのが次の日9月18日、その決定を踏まえて公告をしたのが9月28日でございます。まず工事を起工して、その後に参加資格条件等を設定して、その後に公告という順番になります。

○京谷委員

3ページ右側の表で、上から2つ目の工事が2者応札で、3つ目は4者の応札になってと説明いただいたが、今問題の1番上の工事が1者応札で、時期でいうとどちらが先になるんですか。ほぼ同時期ですか。

○北部土木事務所

3ページの左側の表の4件を同じ時期に発注してございまして、グレーがかかった部分を2件に分割して発注したのでその後になります。

○京谷委員

そうすると解釈としては、一番上の1者応札になった工事は、説明にあるように、割かし大変そうな工事で、業者としては100%で応札ならいいかなというような、そういう心理が働いたと。

分けた方は2者4者と応札があるが、工事の難易度というか、面倒くささという

か、そういう理解でいいんですか。

○北部土木事務所

一概には言えないが、推測としては委員がおっしゃるように、最初は9月28日に実施したんですが、その時にはかなりの件数の入札をしたので、参加する業者さんも選択肢がいっぱいあったのかなという思いがまずあります。不調になった2件は、12月の末と1月の新年早々に公告をしてるんですけども、前の年なり春先からやっていた工事が終わって、技術者も空いてきてということで、応札意欲が高まったのかなと考えているところでございます。

○京谷委員

1者応札で100%と言うと、納得の行く理由が欲しいなと思ったもので確認させていただきました。

○小貫委員

その3とその4の応札者の数がわかれば教えていただきたい。

○北部土木事務所

その3が1者で、その4も1者です。

9月に発注したものは、応札者がいなかったか、1者という状況でございます。

抽出事案3 南部地区職業教育拠点校新設工事

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

○高橋委員

今回南部地区職業教育拠点新築工事を選んだんですけども、一般競争入札で最も高額なものという視点で選びました。

最も高額というものに関しては、やはり企業の方も力を入れて入札に参加してくるのかなと思いましたが、その過程が見えればなというところで選んでおります。

質疑応答ですけれども、一般競争入札の中でもいろいろタイプがあるかと思いましたが、それを選んだ過程をご説明いただければと思います。

①地域要件を採用しないのはなぜか。

②標準型（施工計画型）を適用し、標準型（技術提案型）を適用しなかった理由。また、今回は標準型技術展型や高度型の実績は他にはなかったのか。なければその理由は。

③落札率は92%であり、他と大きな差はないけれども、予定価格と落札価額との差額で見た場合には、3億1,200万と大きな差額となっています。予定価格が高額となる場合と低額となる場合で、見積り方法に差異はあるのか、また、高額な場合の見積もり方法として、現状の方法で問題と思う点はないのか。というところを、質疑事項として書いています。

○営繕課

抽出事案説明書に基づき説明（略）

○須藤委員

応札されている8者の中で6者分、金額が横並びになっていると思うんですけども、こちらも、ただいま説明があった積算基準を用いて算定されてるから横並びになっているという理解でよろしいですか。

○営繕課

ベースはそうではなかろうかと思います。というのは、推察ですけども、必ず各社それぞれ積算部門はあると思いますので、結果、同じ数字にはなったものはあるんですが、ベースとなるそれらは参考になったのではないかなと考えられるところでは。

○須藤委員

それと、こちらの価格の評価が70.0点。1者、69.5点になってますけれども、横並びになっている金額と一番低い金額との差が5,000万円ぐらいで、高い金額と8,000万ぐらい差額があるのかなと思うんですけども、割とボリュームがある中で価格評価点あまり変わらないっていうのは、こういった理由なのでしょうか

○契約課

価格評価点の設定の仕方ですが、標準型（施工計画型）の場合は、最高点を70点と設定しておりまして、入札金額が上がるにつれて低減するように設定しております。そのために、1位の順位の方、2位の順位の方は、最高点の70点となっておりますが、そこから8,000万ほど下がっておられる8位の方につきましては、その低減率がかかってきまして、それで下がっているといった状況となっております。

○須藤委員

それだと一番低いところと、この2番目の方との差額の中では点の差っていうのは生まれにくい程度のものっていうことですか。

○契約課

価格の差が小さければ価格点の差も生まれてこないといったこともございます。

○須藤委員

総合評価結果一覧表ですが、今回の工事は一般的な施工計画型の工事ということですが、評価点の中の「施工計画等」で各社かなり差が開いてる部分があると思うんですけども。一般的な工事という割には差が開いてるなというところで、この差の理由はどういうものがあるんですか。

○営繕課

工事に対しての提案なり施工上の工夫なり、そういったものを提案してもらうんですけども、その中で結構工夫がされていたり、有効な点があるようなものについては加点評価がありますので、各社の特色が出た中で、提案が充実したものとか、少し一般的なものを書かれていたものが多かったとかというところで、点数差が出ているということでございます。

○小貫委員

落札とか入札の関係ではないのですが、2ページ目の工事概要に、「校舎棟RC造一部SRC造3階延べ面積1万2,065㎡」とありますが、あまり一般的に3階建てでSRCにすることはないかと思うのですが、これはどういった背景でSRCとなってるんでしょうか。

○営繕課

学校の構成として校舎棟とか特別棟、講義室とかちょっと大きな空間のところがありまして、そういった広い空間のときは鉄骨等を一緒に使って構成するというところで、基本は鉄筋コンクリートなんですけども、そこに鉄骨もプラスして機能を持たせてるということで、こういった混在構造の表現になっています。

○小貫委員

ちなみにどれくらいスパン飛ばしているか分かりますか？一般的なある程度の校舎であれば、三階建てでSRCにする程のことではないなと思うんですけども、そこであえてSRCが入っている理由が何か明確にあるのか、それとももう少し何

か工夫の余地があったのではないかという気もちょっとするんですね。そうするとSRCをRCに改善するような技術提案を受けてコストダウンというところも考えられたのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○営繕課

結構大きなスパンでやるとPC構造とか、引っ張ったりとかっていうことがあると思うんですけども、意匠上の提案なり機能なりを総合的に設計の方で考慮した結果、このような構造方式となったと理解しております。委員がおっしゃったように、いろいろ構造の形式がある中でどうするかってというのは選択の中ではあったかもしれない。

○小貫委員

その辺でコストダウンを図るような可能性もあるかと思うので、技術提案型で提案をいただいても良かったのかなと個人的には感じました。

○高橋委員

施工計画型ということで価格以外の評価をするわけですけども、特に今回の評点の比率を見ますと、施工計画等というところが26点中20点とかなり高い比率になっているかと思います。

先ほど「工夫に加点をする」というお話でしたけれども、「こういった工夫すれば加点がつかますよ」というような、事例とか説明といったものはあるのでしょうか。

○営繕課

具体的な例につきましては、各応札者の技術の Patent といいますか、各社が持っているものでございますので、なかなかオープンにするということは難しいんですけども、各社それぞれ施工してく上での工夫なり、今で言うとハイテクの機器を有効的に使ったり、そういった時代時代のニーズや要請に応じて、取り込んでられているのではないかと。

○高橋委員

具体的に「こういったものに加点がつかますよ」という、企業が分かりやすい点で説明してるような資料はあるんですか。

○営繕課

マニュアル、事例集、そういったものまでは公表されておられません。

○高橋委員

これは令和2年度の入札なんでしょうけど、施工計画等の数字が26点中20点という割合で入ってまして、令和3年度のホームページに掲載されている標準型（施工計画型）を見てみますと、比率としてそんなに高くないようでした、点数の付け方、配分の仕方は変わったんですか。

○契約課

点数の配分につきましては、昨年度から今年にかけては特に変更はしていないところでございます。

○高橋委員

ホームページでたまたま見ていたものと、45点中15点が施工計画等の配点になっています。今回こちらのいただいた資料だと、26点中20点と。ほとんどこれで、優劣が決まってしまうのかなと気になっていました。ここで優劣が決まってしまうというのは、価格の方で全く差がつかないわけですから、そうすると入札で取るには価格以外のところの評価が重要な点になってくるという点からすると、こういった部分の、ここで力を入れてくるか入れないかというところで、企業の方で、頑張ってくるところだと思ひまして、工夫に加点という部分で、どれだけ企業が加点について熟知している面があるのかとお聞きしたところもあります。

この施工計画の26点中20点というのは、大きいような気もしますが、こんなものなんですか。

さらに言えば施工計画型と言っている割に、20点満点中一番いいところで8点、結局ここが落札したわけですけども、8点しか取らなくていいのかなっていうものがあるんですが、これも加点方式だから、そういうことなんでしょうか。

○契約課

技術力、ISO、同種工事の経験2点ずつ、それから地域性ということで県内企業を活用すれば2点と、それから施工計画の課題1と2で10点と10点という配点にしてございます。標準型（施工計画型）ですと、業者の持っている技術力を評価する、そこに重きを置いております。施工計画につきましては記述式となっております、各社の持っているノウハウとか、この工事について留意するところがございまして、これを評価していくために課題1・課題2については10点ずつということで重きを置いているという背景でございまして。

○高橋委員

ホームページで公表してる価格以外の評価項目の評価点とは、一緒なんですか。ちょっと違うんですか。

○契約課

基本的に同じものとしておりますけれども、WTOということで、その評点がまたちょっと異なるという内容でございます。

○高橋委員

これは私がたまたまだけ見つけられなかっただけで、ホームページを見ればどこかに載っていると。

○契約課

申し訳ありません、載っておりません。案件ごとに項目、加点の重きを変えているということで、今回は品質管理と、その施工上の課題に対する技術的所見で10点10点と若干変えてるという内容でございます。

○高橋委員

公告には出してるという理解でいいですか。

○契約課

出しております。

○高橋委員

そうすると記述した文面で最終的に評価される部分が強くなっていくということは、結局それを評価する人が、どういう価値とかによって、また大きく変動する可能性があるものなのかなと。評価の基準が特に定まっているわけではなく、文面の中で加点していくとなるとやっぱり評価者がどなたかによって点数の付け方が変わってくるのかなと思いますけども、それは競争入札委員会で判断するものでしょうか。

○契約課

そうではありません。それぞれ発注部署の方で、大体の目安というか、こういうものは加点しましょうというのは内部的には設けてるはずなんですけれども、競争入札委員会においてはその点数の中身までは、議論の対象とはなっておりません。総合評価の点数についてはあくまでも発注課の方で、判断していただくことにな

っています。

○高橋委員

最終的にその発注課の方で、落札者を決めると、ほとんど似たような方になってしまうのかなど。危ない感じがしなくもない。

○及川副局長

事務所毎に発注しておりますけども、評価の指標としては、こういった項目が書かれれば評価するという目安を事務所毎で作っております。内規ということで、外部に公表しておりませんが、公平的に評価するというものは作られております。

○高橋委員

総合評価の委員会はあるんですね。

○及川副局長

競争入札委員会の中で、総合評価の落札者決定もいたします。

○京谷委員

評価結果の客観性とか、その妥当性を検討する委員会っていうのはあるのでしょうか。

○及川副局長

最終的には競争入札委員会で審査をいたしますが、その事前の段階では各発注課、事務所毎にそういった審議を行う場がございます。

○京谷委員

高橋委員がおっしゃったのは、点数をつけてそこで決まってしまうということか。提案のここが良くてここが一位であるとか説明をきちんといただいて、発注課でつけられた評価に正当性があるって、きちんと公平性が担保されていることをチェックする委員会がありますか。そういうことはやられてるということですかという質問です。

○及川副局長

第三者が入った委員会ではありませんけども、発注部署におきまして、そういった審査をする委員会的なものがございます。

○小貫委員

今、第三者が入った委員会ではないというお話でしたけれども、こういったメンバー構成になってるのでしょうか。総合評価の評価自体を、問題ないとする委員会の構成についてです。

○及川副局長

施工計画等におきまして、技術提案をいただいた文書の審査を、事務所の総括とか、担当の班長とかで構成された組織で評価している。

○小貫委員

今、京谷委員からお話があったように、ある委員会でこういう結論に行こうとしているというところを、きちんと外部の評価として、外部から人を入れて評価するような、それにお墨付きを与えるような委員会があるのかというお話だったかと思うんですけれども、同じように、評価結果を妥当だと判断する委員会の構成はどうなっているんでしょう。

○及川副局長

それは競争入札委員会と申しまして、そこで最終的な落札者の決定をする段階で、審査内容が妥当かどうかというのを判断いたします。

○営繕課

議題が営繕課の案件となっておりますので、営繕課の取り組みとしましては、課の競争入札委員会の中のメンバーの中の技術総括が1人、企画調査班長が1人、事業担当班長の3人体制でそれぞれ評価をしまして、それで評価の議論のベースを作って、最終的には、課の競争入札委員会の方でその落札候補を決定する流れ。構成メンバーは課の競争入札委員会のメンバーになっていきますので、その中でやっております。課の委員会メンバーは課長以下、課長補佐、班長になっております。

審議再開・委員会からの意見まとめ

○吉田委員長

皆様のご説明に基づきまして、委員で検討いたしました。今回不当であるというような意見のものはございませんでした。3件ございましたので、順に我々の審議結果を申し上げます。

1 件目、津谷川外河川災害復旧工事監理業務ほか7件ですが、低入札の問題がありまして、その対策の一環としての取り組みは妥当と評価いたします。ただどんどん値段が上がってしまうのは納税者の立場からすると、あまり好ましいことではないので、品質と価格のバランスに焦点を当てながら、数値的判断基準の運用を今後注視して、行っていただきたい。

2 件目、鳴瀬川河川災害復旧工事ほか1件について、この案件は大雨による災害のため、緊急時の対応として、やむを得ない部分が認められ、今回の対応は妥当と認めます。

3 件目、南部地区職業教育拠点校新築工事についてですが、本件はWTOの案件でもあり、入札の設計から評価の過程、透明性、中立性について、第三者の目を入れるなど、説明責任が果たせる工夫をして欲しいという意見が出ました。

以上が本委員会の結論でございます。

4 報 告

- ・令和2年度入札執行の状況について
- ・入札方式別発注工事について
- ・入札方式別発注建設関連業務について
- ・指名停止措置状況について
- ・令和2年度第2回委員会での要望事項への対応状況について

資料に基づき事務局から説明（略）

○吉田委員長

最後の予定価格の公表問題がずっと論議の対象になっておりまして、いろんな観点からご意見もあるかと思いますが、財源が税金であることもあり、適切な運用を目指して私どもも引き続き積極的に意見を申し述べていきたいと思っておりますので、県サイドとしても良い制度のためにご検討のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○契約課

事務局から、先ほどの抽出案件の中で回答の内容を訂正させていただきたいと思っております。

抽出案件3の高橋委員からご質問いただいた中で、総合評価のホームページの方でご覧いただいたのが45点で、今回26点ということで違うのかということなんですけども、先ほど45点というお話をいただいたのは、通常の工事の方の施工計

画型の点数をご覧いただいたのかなと思うんですが、WTOの場合は、点数が違うということがございます。

WTO案件の総合評価の適用例ですけれども、ホームページの方で公表していないとお話させていただいたのですが、総合評価の手引きをホームページで公表しており、WTO案件についても、手引きの後ろの方に適用例ということで掲載してございます。

通常工事とWTOで、若干違うところがございますが、ホームページで公表していないとお話させていただいたんですが、この手引きに入っており公表をさせていただいておりますので、それにつきましては訂正をさせていただきたいと思います。